

◎農業の担い手に対する経営安定のため

めの交付金の交付に関する法律の一

部を改正する法律

(平成二六年六月二〇日法律第七七号)

一、提案理由(平成二六年四月一日・衆議院農林水産委員会)

○林国務大臣 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の農業、農村の発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、地域の共同活動等を通じて農業の有する多面的機能の維持発揮を促進する地域政策を車の両輪として推進していくことが重要となっております。

こうした政策の着実な実施に向け、経営所得安定対策を確立

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

するとともに、日本型直接支払制度を法制化する必要があることから、本二法案を提出した次第であります。

次に、これらの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案についてであります。

第一に、交付金の対象農業者の要件の変更であります。

本法は、農業の担い手の経営安定を図ることを目的としており、対象農業者として、認定農業者及び集落営農組織に加え、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者を追加するとともに、面積規模要件を廃止することとしております。

第二に、生産条件不利補正交付金の交付基準の変更であります。

対象農産物の生産拡大を図るため、対象農産物の品質及び生産量に応じて交付することを基本としつつ、収穫前に作付面積に応じて内金を支払うこととしております。

……………(略)……………

以上が、これらの法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

二八二

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二六年四月二五日)

○坂本哲志君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の二法律案について申し上げます。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置の改善を図るため、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件不利補正交付金に係る基準年度の変更等の措置を講じようとするものであります。

……(略)……

六法律案は、去る三月二十七日日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、四月一日の委員会において林農林水産大臣及び提出者玉木雄一郎君からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。翌二日からは六法律案を一括して議題とし、審査を進め、八日には参考人から意見を聴取し、翌九日には佐賀県及び新潟県においていわゆる地方公聴会を開催し、二十三日には安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重かつ熱心に審査を重ね、同日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、農業の担い手に対する経営安定のための交付金

の交付に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本維新の会及び公明党の三会派共同提案により、政府は、本法律の施行後三年を用途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策のあり方について、農業災害補償法の規定による共済事業のあり方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正案が提出されました。また、農業者戸別所得補償法案に対し、民主党・無所属クラブ及び生活の党の二会派共同提案により、法律の施行期日に係る修正案が提出され、両修正案について趣旨の説明を聴取した後、大串博志君外六名提出の四法律案について内閣の意見を聴取いたしました。

次いで、各法律案及び両修正案について一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、大串博志君外六名提出の四法律案のうち、農業者戸別所得補償法案に対する修正案及び原案はいずれも賛成少数をもって否決され、その他三法律案につきましても賛成少数をもって否決すべきものと議決した次第であります。次に、内閣提出の二法律案のうち、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決

した次第であります。また、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の二法律案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二六年四月二三日)

○齋藤(健)委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

以下、その内容を申し上げます。

法律案の附則に、政府は、この法律の施行後三年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策のあり方について、農業災害補償法の規定による共済事業のあり方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加することとしております。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二六年四月二三日)

我が国の農業・農村の発展を図っていくためには、効率的か

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律
法律

つ安定的な農業経営が農産物の相当部分を担う農業構造を確立し、農業を足腰の強い産業としていくとともに、地域の共同活動等を通じて農業の有する多面的機能の維持・發揮を促進することが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 今後の農業・農村政策については、農業の有する多面的機能の確保を図りつつ、農産物の再生産可能な農業所得の確保による農産物の継続及び農業経営の安定を図ることを旨として、総合的かつ強力に推進するとともに、現在、進められている食料・農業・農村基本計画の見直しの検討に当たっては、その旨を十分斟酌すること。

二 農業・農村の維持・発展における重要性に鑑み、認定農業者及び認定就農者の認定に当たっては、意欲と能力のある多様な農業者が幅広く認定されるよう、弾力的に運用すること。

三 地域農業の維持・発展に集落営農が果たす重要な役割に鑑み、その組織化に向けた合意形成を促進するとともに、法人化等集落営農の経営発展に向けた取組を支援すること。

四 飼料用米の取組に当たっては、我が国の貴重な農業資源で

ある水田がフルに活用され、食料自給率の向上及び水田経営

と畜産経営の安定的な発展が図られるよう、耕種部門と畜産部門の円滑な連携体制の構築、流通体制の整備、関連施設の整備・導入、多収性専用品種の開発・栽培技術の確立・普及及び種子の確保、飼料用米の給与技術の確立・普及、飼料用米を給与した畜産物のブランド化を総合的・一体的に推進するとともに、その具体的な道筋を明らかにするよう努めること。

五 一連の農政改革による環境変化の下、営農類型別・地域別のモデルを示すとともに、米について、需給・価格に関する情報提供を行い、周知すること等により、農業者の主体的かつ積極的な経営判断を促すこと。

六 収入保険の検討に当たっては、対象品目に關し、幅広い観点から分析し、検討を行うこと。

七 農業の担い手の経営安定及び農業の有する多面的機能の發揮の促進を図るための施策の推進に当たっては、客観的かつ中立的な第三者機関の設置により、施策の取組と効果発現の状況の評価を行い、適時適切な見直しを行うこと。その際、中長期的な展望に立つて評価・見直しを行い、現場の混乱を招くことのないよう制度的安定性に十分留意すること。

八 農村人口の減少・高齢化が進展する中、農村地域の維持・振興が着実に図られるよう、農林水産省はもとより関係府省

との有機的連携により、地域資源を活用した産業の創造、都市と農村の交流、生活環境の保全・整備等農村振興施策を一体的かつ総合的に推進すること。

九 農業を成長産業とするためには、世界の経済成長を好機と捉え、日本食文化を広め、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組んでいくことが喫緊の課題である。そのため、本委員会は平成二十五年六月、「我が国の農林水産物・食品の輸出拡大に関する件」を決議し、各般の施策実施を求めたところである。今後とも、農林水産物・食品を輸出戦略物資と位置付け、日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進が一体的に図られるよう、十全な支援措置を講ずること。右決議する。

三、参議院農林水産委員長報告(平成二六年六月一三日)

○野村哲郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置の改善を図るた

め、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件不利補正交付金に係る交付基準の変更等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、附則に、政府は、本法律の施行後三年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正が行われました。

………(略)………
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、島根県において地方公聴会及び現地調査を実施したほか、安倍内閣総理大臣にも出席を求め、質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、戦後農政における新しい農業・農村政策の位置付け、担い手の規模要件撤廃が農地集約に及ぼす影響、農業における担い手の確保策、米の直接支払交付金を廃止する理由、生産調整の見直しが米の過剰や不足を招く可能性、多面的機能支払交付金の単価設定の妥当性、日本型直接支払に係る手続簡素化の必要性、中山間地域における総合的な地域政策の必要性等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して徳永エリ委員より両法律案に反対、みんなの党を代表して山田太郎委員より両法律案に反対、日本共産党を代表して紙智子理事より両法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月二二日)

我が国の農業・農村の発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、農業を足腰の強い産業としていくとともに、地域の共同活動等を通じて農業の有する多面的機能の維持・発揮を促進することが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 今後の農業・農村政策については、農業の有する多面的機能の確保を図りつつ、農産物の再生産可能な農業所得の確保による農業生産の継続及び農業経営の安定を図ることを旨と

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

二八六

して、総合的かつ強力に推進するとともに、現在、進められている食料・農業・農村基本計画の見直しの検討に当たっては、その旨を十分斟酌すること。

二 農業・農村の維持・発展における重要性に鑑み、認定農業者及び認定就農者の認定に当たっては、意欲と能力のある多様な農業者が幅広く認定されるよう、弾力的に運用すること。

三 地域農業の維持・発展に集落営農が果たす重要な役割に鑑み、その組織化に向けた合意形成を促進するとともに、法人化等集落営農の経営発展に向けた取組を支援すること。

四 飼料用米の取組に当たっては、我が国の貴重な農業資源である水田がフルに活用され、食料自給率の向上及び水田経営と畜産経営の安定的な発展が図られるよう、耕種部門と畜産部門の円滑な連携体制の構築、流通体制の整備、関連施設の整備・導入、多収性専用品種の開発・栽培技術の確立・普及及び種子の確保、飼料用米の給与技術の確立・普及、飼料用米を給与した畜産物のブランド化を総合的・一体的に推進するとともに、その具体的な道筋を明らかにするよう努めると。

五 一連の農政改革による環境変化の下、営農類型別・地域別のモデルを示すとともに、米について、需給・価格に関する情報提供を行い、周知すること等により、農業者の主体的か

つ積極的な経営判断を促すこと。

六 収入保険の検討に当たっては、対象品目に關し、幅広い観点から分析し、検討を行うこと。

七 農業の担い手の経営安定及び農業の有する多面的機能の發揮の促進を図るための施策の推進に当たっては、手続の簡素化等を一層進めるとともに、客観的かつ中立的な第三者機関の設置により、施策の取組と効果発現の状況の評価を行い、適時適切な見直しを行うこと。その際、中長期的な展望に立つて評価・見直しを行い、現場の混乱を招くことのないよう制度的安定性に十分留意すること。

八 農村人口の減少・高齢化が進展する中、農村地域の維持・振興が着実に図られるよう、農林水産省はもとより関係府省との有機的連携により、地域資源を活用した産業の創造、都市と農村の交流、生活環境の保全・整備等農村振興施策を一体的かつ総合的に推進すること。

特に中山間地域においては、農業分野における人材確保を早急に進めるとともに、関係府省の連携により、農業にとどまらず、医療・介護、教育、交通等の諸分野にわたる地域政策を強力に推進すること。

九 農業を成長産業とするためには、世界の経済成長を好機と捉え、日本食文化を広め、農林水産物・食品の輸出拡大に取

り組んでいくことが喫緊の課題であることから、今後とも、農林水産物・食品を輸出戦略物資と位置付け、日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進が一体的に図られるよう、十全な支援措置を講ずること。
右決議する。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する
法律